

## 高等学校等就学支援金について（重要） （7月から翌年6月分）

**入力期限：令和6年7月10日（水）**

拝啓 夏至の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

さて、先般（4月上旬頃）、1回目（4月から6月分）の就学支援金に係る申請手続きを行っていただいたところですが、今回保護者の皆様にご案内させていただく申請手続きは、下表に応じて7月から翌年6月分となります。

申請手続きを行う際には、別紙「02\_令和6年度高等学校等就学支援金 申請手続きのお知らせ（東京都内の私立高等学校等に通う生徒向け）.pdf（以下、「申請手続きのお知らせ」と称す）」及び「03\_高校1年生\_高等学校等就学支援金の受給を希望する方へ.pdf」をご覧ください、下記リンク先の「申請者向け利用マニュアル」等をご参照のうえ、誤りの無いように入力手続きをお願いいたします。

なお、4月から6月分の申請をしない旨の意向登録を行っていただいた方につきましては、7月から翌年6月分についても意向状況に異動がない場合には、改めて入力していただく必要はございませんが、現在、e-Shien に「意向なし」と登録している方で、新たに申請を希望される場合には、ロック解除を行う必要がございますので、下記入力フォームから解除希望の旨ご連絡ください。

また、『e-Shien』にログインするためのID及びパスワードは、3月下旬頃に郵送させていただいた「ログインID通知書」に記載されておりますので、そちらを入力の上e-Shien にログインしてください。「ログインID通知書」を紛失してしまった場合には、下記入力フォームへ再発行希望の旨ご連絡をお願いいたします。

何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

### ○申請手続内容一覧

申請区分	継続申請者 令和6年4月分～令和7年6月分【通年】の申請をする方	新規申請者 令和6年7月分～令和7年6月分のみ申請をする方
対象者等	・4月に申請を行い、認定された方で、令和6年7月分以降も継続して受給を希望する方 但し、令和6年4月分～6月分が「審査中」の方は、受給資格認定申請の審査が完了し、認定された方から順次申請が可能となります。 ※ご自身でe-Shien にログインし、手続きが可能かどうかご確認ください。「 <a href="#">継続意向登録</a> 」のボタンが押せない方は審査中。  ※令和6年度の課税情報等に基づき審査	・4月に申請しなかった（申請しない旨の意向登録をされた・されなかった）方、又は申請したが不認定になった方で、令和6年7月分より新たに申請する方 但し、令和6年4月分～6月分が「審査中」の方は、受給資格認定申請の審査が完了（不認定）次第、新たに申請が可能となります。 ※ご自身でe-Shien にログインし、手続きが可能かどうかご確認ください。  ※令和6年度の課税情報等に基づき審査
手続内容	<b>継続意向登録・収入状況届出申請</b> （令和6年7月～令和7年6月分の申請）	<b>意向登録・受給資格認定申請</b> （令和6年7月～令和7年6月分の申請）  ※令和6年4月分～令和6年6月分の申請をしていない方で、今回の申請期間で令和6年4月分から新規申請を希望される方は、下記入力フォームへその旨ご連絡をお願いいたします。ご連絡が無い場合には、令和6年7月分から令和7年6月分の受給申請として処理させていただきます。
利用マニュアル	<a href="#">継続届出編_東京都版</a>	<a href="#">新規申請編_東京都版</a>

## 【申請までのおおまかな手順】

「申請手続きのお知らせ」をご覧ください。

- ① 1項「01 制度の対象となる方(1)(2)」から、就学支援金の支給対象者かどうか課税標準額等から確認する。

※生徒と保護者が都内にお住まいの方へ

所得制限撤廃により授業料実質無償化となりますので、算定基準額の区分により対象となる助成制度と支給額をご確認いただき、必要となる申請手続きをお忘れの無いようお願いいたします。

**(！注意！)「東京都授業料軽減助成金」の申請期限が令和6年7月31日までとなりますので都内にお住まいの方は申請をお忘れのないようお願いいたします。就学支援金の申請のみでは、当校の授業料額上限まで補助がされませんのでご注意ください。**

※算定基準額区分のどこに該当するかの判断が付かない場合や、明らかに課税標準額等から支給の対象とならないと判断できない限り申請をしてください。不認定であった場合には、後日、不認定の通知書が発行されるだけですのでご注意ください。

- ② 2項「02 申請の流れとスケジュール」から、申請者の状況に応じて、必要となる申請手続き及びスケジュールを確認する。

※4月から通年で就学支援金を受給するには、年2回(①4月上旬及び②6月下旬から7月頃)申請が必要です。今回は2回目の手続きとなります。

「申請者向け利用マニュアル(継続届出編・新規申請編\_東京都版)」をご覧ください。

以下、「〇就学支援制度の概要・申請者向け利用マニュアル(継続届出編・新規申請編\_東京都版)・『e-Shien』操作手順の説明動画・FAQ(※)」に係るリンク先「[申請方法](#) | e-Shien による申請手続き」に掲載。

- ③ **継続申請者**：継続意向登録・収入状況届出申請手続き(令和6年7月～令和7年6月分の申請)を行う。  
**新規申請者**：意向登録・受給資格認定申請手続き(令和6年7月～令和7年6月分の申請)を行う。

《入力の際の注意点(※申請する方のみ)》

- ◆ 認定申請登録の「生徒情報」及び「保護者情報」の登録において、メールアドレスは入力しないでください。
- ◆ 認定申請登録の「学校情報」において、①「在学期間」及び②「うち停止期間」は動かさないでください。

※就学支援金の支給対象とならない方につきましても、可能な限り『e-Shien』にログインしていただき、申請をしない旨の意向登録を行ってください。これまでに登録いただいた方は改めて登録いただく必要はございません。

## ！今回の申請手続きはここに要注意！

「東京都授業料軽減助成金」の申請期限が令和6年7月31日までとなりますので、都内にお住まいの方は申請をお忘れのないようお願いいたします。

また、高等学校等就学支援金と東京都授業料軽減助成金は別の制度であり、申請サイト(システム)やID・パスワードがそれぞれ異なり、別途申請手続きが必要です。さらに、算定基準額の区分に従い、対象となる助成制度に申請しない場合、受給時期に遅れが生じることや、当校の授業料額上限まで助成金の受給ができなくなる場合がございますので十分にご注意ください。

学校側から交付させていただいたログインID通知書は、「高等学校等就学支援金」『e-Shien』にて使用するものです。「東京都授業料軽減助成金」については、保護者の皆様ご自身にて登録・設定を行いますので、各申請システムへログインする際のID・パスワードの入力誤りに注意してください。

## 【各種マニュアル・入力期限・諸注意等について】

- 就学支援制度の概要・申請者向け利用マニュアル（継続届出編・新規申請編\_東京都版）・『e-Shien』操作手順の説明動画・FAQ（※）

➤ <https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/shigaku/hogosha/0000000639.html>



- e-Shien へのアクセス（※）

➤ <https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>



- e-Shien ロック解除（パスワードを複数回入力誤りロックされてしまった場合 etc.）
- 令和6年4月分から6月分の申請をしていない方で、今回の申請期間で令和6年4月分から新規申請を希望される方

※ロック解除までに2・3日お時間をいただく場合がございますので期限までに余裕をもってご連絡をお願いいたします※

➤ <https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSftNSq4zZsEIK15qX5aGx06Wbfuw2HyGJvfmjRPZIFilzz-nw/viewform>



（※）外部ページに遷移します

- **入力期限：令和6年7月10日（水）**

※申請入力期間が大変短く申し訳ございませんが、何卒ご協力をお願いいたします。

※申請が遅れた場合には、審査結果通知及び就学支援金の還付等が遅れることがございます。

- **制度の内容・判定基準・e-Shienの操作方法について**

就学支援金の制度内容、算定基準額区分、支給判定、『e-Shien』の操作方法等に係るご質問につきましては、学校ではお答えいたしかねますのでご了承ください。下記、東京都私学就学支援金センターまでお問い合わせください。

**※申請期間中は大変混雑しますので、お早めにお問い合わせください※**

### **就学支援金・e-Shienに関するお問合せ**

●私学就学支援金センター（就学支援金担当）

☎03-6743-5011（平日：9：15～17：00（※））

（※）令和6年7月1日（月）から令和6年7月10日（水）のうち日曜日以外については、平日・土曜日ともに20：00までお問い合わせが可能です。

### **授業料軽減助成金・奨学給付金に関するお問合せ**

●私学就学支援金センター（授業料軽減・奨学給付金担当）

☎03-5206-7925（平日9：15～17：00）

- **就学支援金の還付・相殺等について**

城北高等学校 事務室 坂本

TEL：03-3956-3157

## ○ 就学支援金の申請から受給までの基本的なスケジュール（予定）

時期/区分	令和6年4月分～令和7年6月分【通年】の申請をする方	令和6年7月分～令和7年6月分のみ申請をする方
(補足説明)	<p><b>※通年で受給するには、年2回申請が必要</b></p> <p>「令和6年7月分～令和7年6月分」の申請は、下記①の審査完了後に可能。</p> <p>※申請手続きの不備やマイナンバーによる税情報の取得が遅れた場合、審査結果通知及び就学支援金の還付等が遅れる場合がございます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和6年7月以降に新たに就学支援金を申請する方</li> <li>令和6年4月分～令和6年6月分が不認定となった方</li> </ul> <p>※申請手続きの不備やマイナンバーによる税情報の取得が遅れた場合、審査結果通知及び就学支援金の還付等が遅れる場合がございます。</p>
4月上旬	<p>①意向登録・受給資格認定申請</p> <p>(令和6年4月～令和6年6月分の申請)</p> <p>※令和5年度の課税情報等に基づき審査</p>	
6月下旬	<p>②継続意向登録・収入状況届出申請</p> <p>※別途、改めてホームページ及びメール配信により申請手続きのご案内をいたします。⇒今回のご案内となります。</p> <p>(令和6年7月～令和7年6月分の申請)</p> <p>※令和6年度の課税情報等に基づき審査</p>	<p>①意向登録・受給資格認定申請</p> <p>※別途、改めてホームページ及びメール配信により申請手続きのご案内をいたします。⇒今回のご案内となります。</p> <p>(令和6年7月～令和7年6月分の申請)</p> <p>※令和6年度の課税情報等に基づき審査</p>
7月上旬	<p>4-6月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	
7月下旬	<p>4-6月分就学支援金の還付・授業料との相殺</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	
10月上旬	<p>4月-翌3月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	<p>7月-翌3月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>
12月中旬	<p>4月-翌3月分就学支援金の還付・授業料との相殺</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	<p>7月-翌3月分就学支援金の還付・授業料との相殺</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>
12月下旬	<p>4月-翌3月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	<p>7月-翌3月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>
2月上旬	<p>4月-翌3月分就学支援金の還付</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	<p>7月-翌3月分就学支援金の還付</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>
3月中旬	<p>4月-翌3月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>	<p>7月-翌3月分審査結果通知・就学支援金支給額決定通知の配付</p> <p>※審査が完了した方のみ</p>
3月下旬	<p>4月-翌3月分就学支援金の還付</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>	<p>7月-翌3月分就学支援金の還付</p> <p>※上記通知を受領された方のみ</p>

※審査が完了された方から上記スケジュール（予定）のとおり結果通知及び還付相殺等についてお知らせいたします。